

【災害公営住宅】参考間取り

※施工業者の提案により変更の可能性があります。

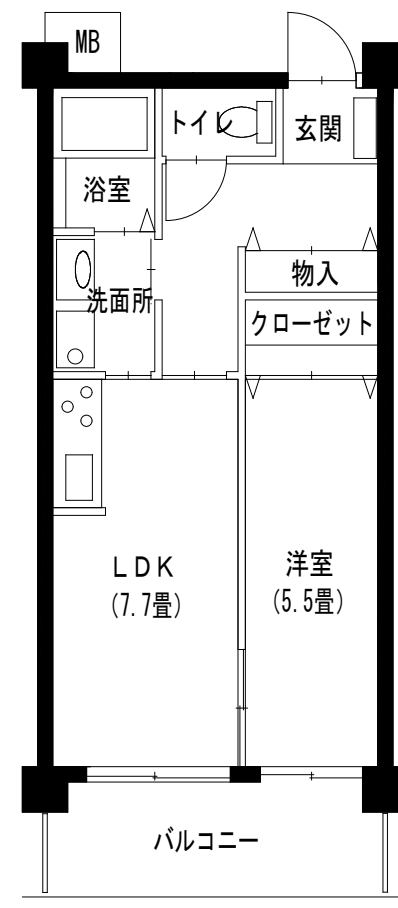
間取り：1LDK（単身世帯）

L：リビング、D：ダイニング、K：キッチン

延べ床面積：約 40 m²

家賃の目安：約15,800円（区分1）

～約31,000円（区分6）



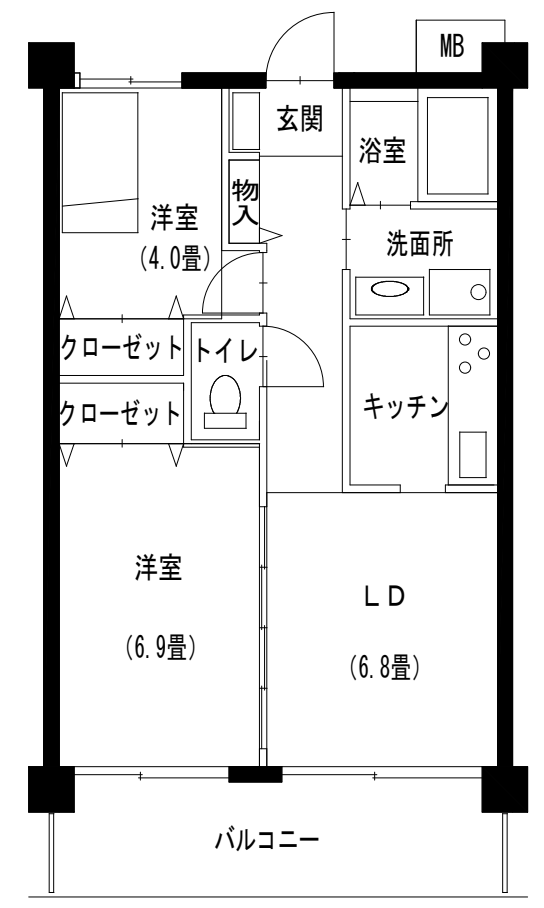
間取り：2LDK（1～2人世帯）

L：リビング、D：ダイニング、K：キッチン

延べ床面積：約 55 m²

家賃の目安：約21,500円（区分1）

～約42,300円（区分6）



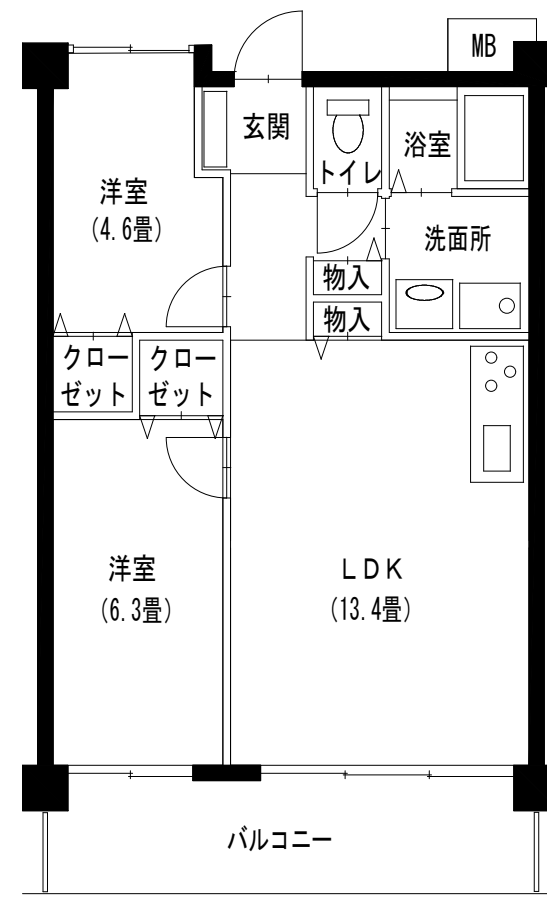
間取り：2LDK（3～5人世帯）

L：リビング、D：ダイニング、K：キッチン

延べ床面積：約 60 m²

家賃の目安：約23,500円（区分1）

～約46,200円（区分6）



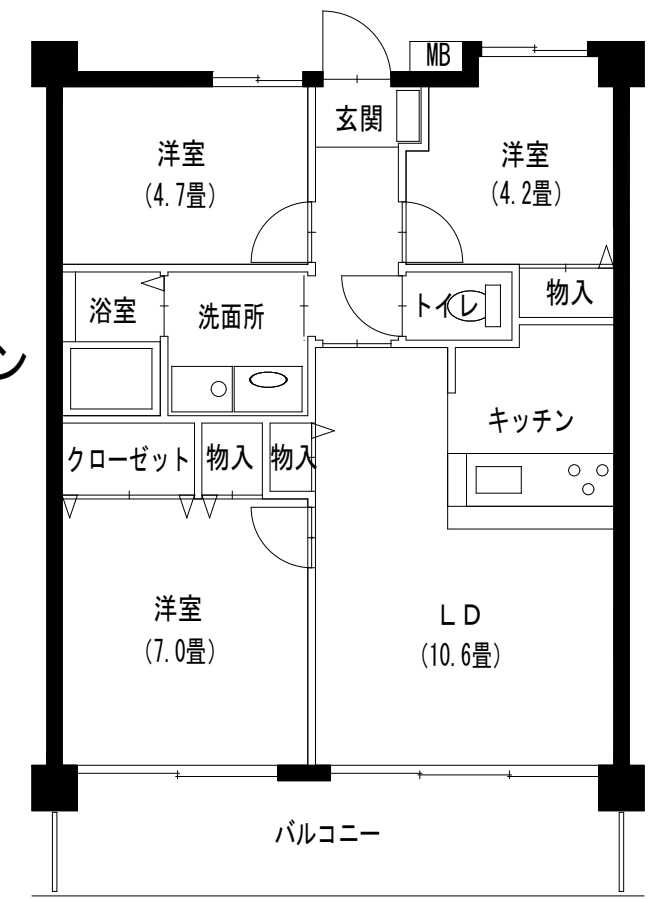
間取り：3LDK（5人以上世帯）

L：リビング、D：ダイニング、K：キッチン

延べ床面積：約 70 m²

家賃の目安：約27,400円（区分1）

～約53,900円（区分6）



月額所得の計算

令和3年11月19日時点版

(世帯全員の所得－控除額) ÷ 12か月 = 月額所得

世帯全員の所得

控除額

月額所得

－

÷ 12

=

□世帯の所得と控除の計算シート

世帯員	所得金額（※1）	控除の種類	控除額（資料8ページ）

世帯員の所得金額がマイナスの場合は0円で計算してください。

※1 所得の計算方法

1 給与所得

番号	給与収入金額 （源泉徴収票の「支払金額」）	給与所得金額 （源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）
1	0～550,999円	0円
2	551,000～1,618,999円	給与収入額－550,000円
3	1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
4	1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
5	1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
6	1,624,000～1,627,999円	1,074,000円
7	1,628,000～1,799,999円	端数整理後の給与収入金額×0.6＋100,000円
8	1,800,000～3,599,999円	端数整理後の給与収入金額×0.7－80,000円
9	3,600,000～6,599,999円	端数整理後の給与収入金額×0.8－440,000円
10	6,600,000～8,499,999円	給与収入金額×0.9－1,100,000円
11	8,500,000円～	給与収入金額－1,950,000円

端数整理：給与収入金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、4,000をかけます。

（例）給与収入金額が2,495,102円の場合

2,495,102円÷4,000＝623.7755 → 小数点以下を切り捨て、623円

623円に4,000をかけて、2,492,000円となります。これが端数整理後の金額です。

ここから所得を計算する場合

2,492,000円×0.7－80,000円＝1,664,400円←給与所得金額となります。

1年間の給与収入額が2,492,000円の場合、給与所得金額は1,664,400円となります。

2 事業所得

前年の収入金額から前年の必要経費を差し引いた金額が所得となります。※確定申告等で申告される所得です。

3 年金所得

65歳以上の方	
年金収入金額	年金所得金額
0～1,100,000円	0円
1,100,001～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円
3,300,000～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円
4,100,000～7,699,999円	年金収入額×0.85－685,000円
7,700,000～9,999,999円	年金収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,000円～	年金収入額－1,955,000円
65歳未満の方	
年金収入金額	年金所得金額
0～600,000円	0円
600,001～1,299,999円	年金収入額－600,000円
1,300,000～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円
4,100,000～7,699,999円	年金収入額×0.85－685,000円
7,700,000～9,999,999円	年金収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,000円～	年金収入額－1,955,000円

（例）65歳以上で、1年間の年金収入額が1,200,000円の場合、
1,200,000円－1,100,000円＝100,000円←公的年金の所得となります。

市の税務課窓口（市役所第1別館2階：西間下町）にて、所得課税証明書（世帯票）を発行しております。世帯員全員の所得がわかるようになっていますので、必要な方はお手数ですが税務課窓口にて申請をお願いします。発行手数料は300円ですが、り災証明書をお持ちの方は無料で発行しております。